

第1回期日（弁論）2019年2月22日
被告の主張 答弁書より抜粋

第2 本案前の答弁の理由、請求の原因に対する認否及び被告の主張

1 原告の主張が不明確かつ不十分であること

原告は、主位的請求として、不法行為に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払義務の確認を、予備的請求として、不法行為あるいは債務不履行に基づく損害賠償、並びに遅延損害金の支払義務の確認を求めている。

しかしながら、訴状における原告の主張は判然としない。例えば、請求原因中に、主位的請求・予備的請求は明記されておらず並列的な記載があるのみで、各主張の関係についても具体的な言及はない。原告の主張を善意に解釈すれば、訴状「第4. 1」が予備的請求、「第4. 2」が主位的請求に関するものと評

価できるものの、予備的請求が主位的請求に先立って主張されることは極めて不自然である。

そもその前提として、不法行為では、少なくとも、対象消費者のいかなる権利または利益がどのように侵害されたか（侵害行為）や損害と侵害行為との間の因果関係の具体的内容を、また、債務不履行では、少なくとも、損害と債務不履行との間の因果関係の具体的内容を明らかにする主張立証責任は原告にあるところ、この点についての具体的言及もない。

2 訴訟要件を欠くこと

本件は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）第2条第4号に定める共通義務確認の訴えであり、訴訟要件として、多数性、共通性（同号）、支配性（第3条第4項）等が要求される。しかし、原告の請求原因の記載の中には、「不利益に扱われることがわかっていれば受験しない」（訴状第4.2(3)・11頁）、「自己が不利益に扱われることが事前に判明していれば、あえてそのような大学を受験することは考えられない」（訴状第5.2・14頁）等といった受験生の『主観』に及ぶ記載が見受けられるが、各受験生の主観はそれぞれ異なるので、この点において、少なくとも上記共通性または支配性の訴訟要件を欠くといわざるを得ない。

3 主位的請求について

少なくとも不法行為に基づく損害賠償請求においては、①故意・過失、②他人の権利又は法律上保護される利益を違法に侵害したこと（侵害行為）、③損害、④損害と侵害行為との間の因果関係につき、原告において主張立証する責任がある。そこで、以下の点を明らかにされたい。

- (1) 原告の主張する不法行為は「事前説明義務違反」のみという理解でよいか。
 - (2) 原告は対象消費者のいかなる権利または利益がどのように侵害されたと主張するのか。
 - (3) 原告が主張する対象消費者の損害と上記(2)で主張する侵害行為との間の因果関係の具体的内容
-